



3月・4月は火曜日も 午後7時まで業務を行います

—— 市民課・保険年金課の窓口 ——

市では、毎週木曜日に市民課と保険年金課窓口の業務時間を延長しています。3月と4月に限り、木曜日に加えて火曜日も業務時間を延長します。どうぞご利用ください。

業務時間を延長する日・時間

毎週木曜日（祝日は除く）午後7時まで

3月と4月に限り、毎週火曜日も同様に業務時間を延長します。

業務の内容

住民票や戸籍に関する各種証明書の発行
転出届や転居届など住民異動届の受付

印鑑の登録の受付と印鑑登録証明書の発行

国民健康保険、老人医療、福祉医療
児童手当に関する業務

対象となる窓口

市民課窓口（市役所1階 番窓口）

保険年金課窓口（同 番窓口）

市役所正面玄関および東側出入口は、午後5時45分に施設します。午後5時45分以降は西側（圃湖東合同庁舎側）出入口をご利用ください。

支所・各出張所では取り扱いません。

問い合わせ先 市市民課 ☎2214

11番内線121番、市保険年

金課 ☎内線136番

